

(令和4年10月17日 庁議)

部等名 | 総務部

件名	令和5年度当初予算編成方針について（報告）
経緯	○ 令和5年度当初予算の編成に当たり、その基本的な方針を策定する必要がある。
内容	<p>○ 本県の県債残高は令和3年度末時点で9,661億円にのぼり、高い水準で推移しているほか、近年は多額の財源不足が発生する年が相次ぎ、財政調整基金等の主要基金の取り崩しを余儀なくされている。</p> <p>○ このように、厳しい財政環境にあるとはいえ、必要な施策・事業を適切に実施し、県民の期待に応えていく必要がある。</p> <p>○ このため、令和5年度予算は、徹底した歳出の見直しや、財源と人的資源の重点的、効率的配分を行うなど創意と工夫を重ねるとともに、国からの補助金や有利な交付税措置のある県債の活用、県政に理解がある方々からの寄附金の獲得などの歳入確保努力を徹底し、少ない県負担で大きな事業効果が得られるよう努め、必要な経費を計上する。</p> <p>○ なお、令和5年度当初予算は、知事選挙により政策的判断の時間が少ないことから、骨格的予算として編成するが、年間を見据えた収支計画を立てるとともに、新規事業などについて早い段階から議論を行う必要があるため、予算要求は通年予算を前提として行うこととする。</p>

令和5年度当初予算編成方針

県内景気は新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響などから一部に弱さも見られるものの、基調としては持ち直しており、来年度は県税収入の増加が見込まれる一方、臨時財政対策債を含む実質的な交付税については、減少が見込まれる状況である。

また、本県の県債残高は令和3年度末時点で9,661億円にのぼり、高い水準で推移しているほか、近年は多額の財源不足が発生する年が相次ぎ、財政調整基金等の主要基金の取り崩しを余儀なくされている。

このように、厳しい財政環境にあるとはいえ、必要な施策・事業を適切に実施していく必要がある。

このため、令和5年度予算は、徹底した歳出の見直しや、財源と人的資源の重点的、効率的配分を行うなど創意と工夫を重ねるとともに、国からの補助金や有利な交付税措置のある地方債の活用、県政に理解がある方々からの寄附金の獲得などの歳入確保努力を徹底し、少ない県負担で大きな事業効果が得られるよう努め、施策・事業に必要な経費を計上する。

なお、国の動向や県内の経済情勢を注視し、機動的かつ効果的に施策を展開していくため、今後の予算編成方針の取り扱いについては、必要に応じて弾力的な運用を図ることとする。

- 1 令和5年度当初予算は、知事選挙により政策的判断の時間が少ないことから、骨格的予算として編成するが、年間を見据えた収支計画を立てるとともに、新規事業などについて早い段階から議論を行う必要があるため、予算要求は通年予算を前提として行うこととする。

なお、要求後において次のとおり骨格的予算として計上する部分を整理することとし、当初予算に計上しない事業については、改めて議論を深める中で、6月補正予算に所要額を計上することとする。

- (1) 新規事業など政策的判断を要する事業については、6月補正予算への計上を基本とするが、年度当初からの対応が特に必要と認められる事業は、当初予算に計上することとする。
- (2) 公共事業・県単独公共事業については、年度上半期における必要な予算規模を確保するため、前年度の事業費の一定割合を当初予算に計上することとする。
なお、公共事業に係る新規の債務負担行為については、業務執行上やむを得ないものを除き、当初予算では設定しないこととする。

(3) 使用料、手数料等については、国の制度や予算などの基準に基づくものは当初予算時に改訂することとする。

(4) その他

義務的経費（人件費、扶助費、公債費）及びこれに準じて義務度の高い経費（法令に基づく負担金、貸付金等）については、現行制度、国の予算等に基づく年間所要額を当初予算に計上することとする。

経常的経費（旅費、需用費、施設の管理料・維持修繕費等）についても、その年間所要額を当初予算に計上することとする。

2 各部局においては、組織・人員体制や、働き方改革の推進といった観点を踏まえ、最大の事業効果が得られる適切な業務量について十分に考慮することとし、新規の施策を要求するに当たっては、スクラップ・アンド・ビルドを徹底し、既存の事務事業を着実に見直した上で予算要求を行うこととし、新規事業1件につき、廃止事業1件以上を要することとする。ただし、新型コロナウイルス感染症対策に関する事業は除く。

3 国の補助金や有利な交付税措置のある地方債のほか、新たな使用料・手数料の開拓、未利用財産の売却・貸付、ネーミングライツや広告料収入、ふるさと納税、更にはクラウドファンディング（寄附額により事業量を増加させる変動型を含む。）による民間資金の獲得など、あらゆる工夫を講じ、歳入の確保に全力で取り組むこととする。

4 新規事業はもちろんのこと、既存事業についても、活用可能な財源を徹底的に確認・洗い出しを行い、県負担の抑制に努めることとする。

投資的経費のうち、公共事業・県単独公共事業については、国の補助金に加え、有利な交付税措置のある地方債を積極的に活用することにより、県負担を抑制しながら事業費の確保に努めることとし、詳細については別途指示する。

また、その他の施設・設備の整備については、原則として、有利な財源が見込めるものを優先的に整備することとし、財政措置のないものについては、喫緊性を勘案しつつ、事業の実施時期等を調整することとする。

5 公共施設・出資法人の事業及び運営については、指定管理施設・出資法人調査特別委員会での審査や公共施設等総合管理計画に基づく施設のあり方検討、県出資法人経営健全化プラン、個別法人の改革プランを踏まえ、事業目的、事業効果、運営方法などを十分に検証し、効率化を図った上で計上するものとする。

6 県単独補助金については、社会経済情勢の変化や所期の目的の達成状況、県と市町村や民間団体等の関係を踏まえた役割分担の明確化、全国水準との比較などといった見直しの観点を踏まえ、補助目的や行政効果などを十分に検討し、不断の見直しを行うこととする。

7 試験研究機関の研究費については、産業界や県民のニーズに的確に対応するとともに、新技術の開発や新産業の創出に向け、実現性や波及効果などを十分に検討し、重点化、効率化に努めるものとする。

8 電気事業により生み出された利益を広く県民に還元するため、引き続き電気事業会計からの繰入金を確保し、本県の未来を見据えた子育て支援や教育環境の向上等の事業に活用することとする。

電気事業会計からの繰入金の一部に加え、法人県民税法人税割に係る超過課税分や県有資産の高度活用による増収分は、やまなし教育環境・介護基盤整備基金に積み立て、少人数教育の推進、介護待機者ゼロ社会の実現に向けた事業に活用することとする。

9 ブランドプロモーション事業については、「地域プロモーション戦略」に基づき、重点化・効率化を図った上で計上するものとする。

10 以上を踏まえ、令和5年度当初予算の見積りに当たっては、次の要領で見積もることとする。

(1) 投資的経費

- ア 公共事業費・県単独公共事業費 別途指示
- イ 継続費・債務負担行為を設定している事業 令和5年度の設定額
- ウ それ以外の投資的経費 所要額

(2) 義務的経費（別途指示する事業・項目に係る経費）

所要額

(3) 義務的経費に準ずる経費（別途指示する事業・項目に係る経費）

所要額

(4) 試験研究費

別途指示する額の範囲内

(5) ブランドプロモーション事業費

別途指示する額の範囲内

(6) 経常経費

別途指示する額の範囲内

(7) その他行政経費

令和4年度当初予算の一般財源の95%の範囲内の額で見積もること。

ただし、以下の特別分に該当する場合は、財政課と事前協議の上、見積もることとする。

① 削減額の上乗せ分

次の項目により、一般財源を削減した場合（国制度の廃止や終期設定、単なる事業の組み替え等によるものを除く）は、削減額を上乗せして要求することができるものとする。

- ア シーリング対象外経費の見直し 削減額
- イ 事業の廃止 削減額の20%

② 増収額等の上乗せ分

新たな工夫を講じたことによる歳入確保を行った場合、次のとおり増収見込額等を上乗せして要求することができるものとする。

- ア 当該年度の増収見込額を上乗せ
 - ・ 繁忙期の駐車場有料化、県外者向け利用料金の設定などによる使用料・手数料の確保（指定管理者制度導入施設にあっては、委託料の減や還元金の増）
 - ・ 未利用土地等の貸付、生産物の売り払いなどによる財産収入の確保
 - ・ ネーミングライツ、広告料収入の新規開拓 など
- イ 前年度の増収額を上乗せ
既存事業へのクラウドファンディングや企業版ふるさと納税による寄附金の確保など
- ウ 別途指示する額を上乗せ
ふるさと納税の新たな返礼品の開発

③ その他の特別分

次の項目について、所要額を要求できるものとする。

- ア 各部局が重要性が高く優先的に取り組む必要があると判断する新規事業（ただし、別途指示する額の範囲内）
- イ 全国規模のイベント等で多額の経費を要する事業
- ウ 施設の新・増設に伴う管理的経費の増加額
- エ 県の支出が義務化しているため、事業の見直しが困難であるとして、別途指定する事業
- オ 主要施策・事業協議を経て令和4年度に新規に計上した事業のうち、別途指定する事業
- カ 新型コロナウイルス感染症対策及び物価高騰対策に該当する事業のうち、別途指定する事業
- キ その他、特に重要な政策課題に対応するため、必要と認められる事業

11 新型コロナウイルス感染症対策については、次のとおりとする。

(1) 次の項目については、所要額を要求できるものとする。

- ・ 「感染拡大防止と医療提供体制の整備」のための事業
- ・ 国からの補助金・負担金を活用した事業
- ・ 上記以外の事業のうち、財源に関わらず継続の必要性を検討すべき事業として、別途指定する事業

(2) 次の項目については、国の交付金等の財政措置が判明した時点で、追加要求を認めることとする。

- ・「県民生活に与える影響の最小化と新しい生活様式への対応」のための県単独事業
- ・「県内経済の安定化・反転攻勢に向けた対策」のための県単独事業

12 物価高騰対策については、国の交付金等の財政措置が判明した時点で、追加要求を認めることとする。

なお、予算見積書の付属資料を簡要なものとし、ことにより聞き取り時間の縮減などを図り、予算編成作業全体にわたる効率化と作業時間の短縮を徹底する。